

滋賀県

平成30年6月25日

交通安全対策室だより

No. 251

滋賀県土木交通部 交通戦略課

インテックス

- | | | |
|----|--------------------------------|---------|
| 1 | 夏の交通安全県民運動 7/15~7/24 | 【資料 1】 |
| 2 | 市町における交通安全対策の取り組み (草津市) | 【資料 2】 |
| 3 | 市町における交通安全対策の取り組み (豊郷町) | 【資料 3】 |
| 4 | 6月 長浜市での自転車安全利用の街頭啓発 | 【資料 4】 |
| 5 | 野洲市「老いも 若いも交通安全」サツマイモ苗植え | 【資料 5】 |
| 6 | バスの車内事故防止について・シートベルト着用をお願い | 【資料 6】 |
| 7 | 交通安全スローガン募集 | 【資料 7】 |
| 8 | 交通安全ファミリー作文コンクール募集 | 【資料 8】 |
| 9 | 幼児交通安全指導者研修会報告 | 【資料 9】 |
| 10 | 交通安全マナーアップ広報啓発テレビ・ラジオ放送発信中(7月) | 【資料 10】 |
| 11 | 交通事故解決のしくみ(交通事故相談所) | 【資料 11】 |
| 12 | 滋賀県の交通事故発生状況 | |
| | (1)平成30年5月末現在の交通事故発生状況 | 【資料 12】 |
| | (2)市町別交通事故発生概要 | 【資料 13】 |
| | (3)県内の交通事故月別発生状況 | 【資料 14】 |
| 13 | ふれあい通信 第10号 | 【資料 15】 |
| 14 | ふれあい通信 第11号 | 【資料 16】 |
| 15 | セーフティメール 第6号 | 【資料 17】 |



<交通安全クイズ!>

2015年6月から、改正道路交通法が施行されました。危険、悪質な自転車の運転をして違反を繰り返した場合、「自転車運転講習」を受けなければなりません。何年以内に何回以上違反すると講習を受けなければならないのでしょうか。

- | | |
|------------|------------|
| ① 2年以内2回以上 | ② 3年以内2回以上 |
| ③ 3年以内3回以上 | ④ 2年以内3回以上 |

【答え】②3年以内2回以上違反をすると、講習を受けなければなりません。この講習の受講の通知を受けてから3ヶ月以内に受講しなければ、5万円以下の罰金が科せられます。信号無視、酒酔い運転、スマホ操作(ながら運転)など、危険な運転は絶対にやめましょう。

7月の行事予定

- 7月 2日(月) 交通安全啓発日・自転車安全利用デー
- 7月15日(日) 近畿交通安全日・高齢者交通安全の日
- 7月14日(土) 第45回交通安全子供自転車滋賀大会(ウカるちゃんアリーナ)
- 7月15日(日)~7月24日(火) **夏の交通安全県民運動**
- 7月20日(金) シートベルト・チャイルドシート着用啓発日
- 7月25日(水) 近江路交通マナーアップ啓発日
- 7月27日(金) 飲酒運転根絶啓発日
- 毎週金曜日 ノーマイカーデー(公共交通機関利用促進日)



このたよりは、市町別の交通事故発生状況、交通安全行事等、交通安全対策に関する様々な情報を提供するとともに、関係機関・団体相互の情報交換に活用したいと思っておりますので、各関係機関・団体の独自の施策や各種行事等があれば、積極的に連絡していただきますようお願いいたします。

電子データが必要な場合はお問い合わせください。また、滋賀県HP「交通安全対策室だより」でサイト内検索をすると見られます。 <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/kotsu-s/index.html>

